

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 5
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年12月分〉	・・・ 9
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)	・・・ 10

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジャムジャムエクスプレス (法人番号: 2011701016323) 代表者 北村 宣彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区西伊興4-7-2 (本社営業所) 東京都足立区西伊興4-7-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月17日、令和5年4月27日及び令和5年5月19日、重大事故惹起を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社新日本観光自動車（法人番号：9011801014880） 代表者 佐久間 洋行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区谷在家3-7-14 (足立営業所) 東京都足立区加賀1-11-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月20日及び令和5年5月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	船橋新京成バス 株式会社 (法人番号: 7040001028757) 代表者 原 一彰
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月29日及び令和5年6月9日、労働局からの通知及び法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社（法人番号：9010801024163） 代表者 大西 昭範
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90-3-I (木更津営業所) 千葉県君津市法木作1-5-17
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年7月5日、令和3年8月17日及び令和3年9月7日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(4)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(11)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社すずらん観光バス (法人番号: 9050001005010) 代表者 乾 一美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県水戸市小吹町267-271 (本社営業所) 茨城県水戸市小吹町267-271
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月12日、令和5年4月20日、令和5年5月15日及び令和5年6月13日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(6)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社美杉観光バス (法人番号: 2030001089912) 代表者 吉田 典弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市美杉台6-1-15 (本社営業所) 埼玉県飯能市美杉台4-9-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月18日及び令和5年11月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 47点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大永交通（法人番号：3060002024617） 代表者 相馬 和人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市埼玉82-72 (本社営業所) 栃木県那須塩原市埼玉82-72
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年9月28日及び令和5年10月18日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年12月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20231205	三和富士交通株式会社(法人番号2020001020398) 代表者 吉川 永一	神奈川県横浜市港北区鳥山町480	埼玉営業所	埼玉県入間郡三芳町上富1077-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年4月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20231212	大洋自動車交通株式会社(法人番号8011501002699) 代表者 吉田 満代	東京都北区岸町1-9-4	本社営業所	東京都北区岸町1-9-4	輸送施設の使用停止(30日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和5年3月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	3	3
20231212	高松 明	東京都練馬区	個人	東京都練馬区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和5年6月29日及び令和5年7月7日、車両火災事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
20231219	平和交通株式会社(法人番号3020001143792) 代表者 新井 義弘	神奈川県川崎市川崎区渡田向町1-11	向町営業所	神奈川県川崎市川崎区渡田向町1-11	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年10月3日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231204	株式会社 トータルサポートTOMITA(法人番号4090001006744)代表者: 富田 陽一	山梨県甲府市朝気3-18-3	本社	山梨県甲府市朝気3-18-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第60条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
20231205	株式会社 ハイパーエクスプレス(法人番号3011401012167)代表者: 榎野 好博	東京都板橋区西台3-44-3	本社	東京都板橋区西台3-44-3	輸送施設の使用停止(230日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	労働局からの通報を端緒として、令和4年12月13日及び同年12月20日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	23	23
20231205	有限会社 吉英商事(法人番号2010802015309)代表者: 吉田 英治	東京都大田区南六郷1-8-8	本社	東京都大田区南六郷1-8-8	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年1月11日及び同年1月24日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	19	19

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231205	株式会社 埼玉警根(法人番号8030001074909)代表者:荒木 由紀子	埼玉県川口市緑町8-24 毎日新聞 首都圏センター内2F事務所	本社	埼玉県川口市緑町8-24	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年6月15日及び同年7月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	48	16
20231205	株式会社 大志陸送(法人番号7070001025859)代表者:福島 徹夫	群馬県前橋市堀越町833-14	本社	群馬県前橋市亀泉町283-1	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月21日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	13	13
20231205	滝沢物流 有限会社(法人番号6070002036575)代表者:滝澤 裕気	群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3153-3	本社	群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3153-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月1日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4
20231205	東栄運輸関東 株式会社(法人番号9030001121726)代表者:齋藤 純利	埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮77	貨物部さいたま第四	埼玉県さいたま市岩槻区長宮77	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231205	有限会社 神栖運輸(法人番号6050002027015)代表者:佐久間 秀利	茨城県神栖市知手中央8-3-35	栃木	栃木県那須烏山市白久320-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
20231212	有限会社 上武流通サービス(法人番号8030002117872)代表者:富田 晃司	埼玉県熊谷市平戸92-1	本社	埼玉県熊谷市平戸92-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和4年12月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	4	4
20231212	株式会社 林建材(法人番号2030001089813)代表者:林 孝志	埼玉県日高市大字原宿426-1	本社	埼玉県日高市大字田波目519-17	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月11日及び同年3月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20231219	株式会社 アベエクスプレス(法人番号3010001109233)代表者:雨宮 正明	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1798	横浜戸塚	神奈川県横浜市戸塚区柏尾町170番2	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月5日及び同年同月27日、同年11月4日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20231219	株式会社 MH CARGO(法人番号9040001045544)代表者:林 光雄	千葉県成田市市川上245-694	本社	千葉県成田市市川上245-694	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月18日及び同年2月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)事故記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231219	株式会社 愛川運輸(法人番号3021002033801)代表者:小島 博美	神奈川県厚木市上荻野928-8	本社	神奈川県愛甲郡愛川町中津1700-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月8日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20231219	共立運輸 株式会社(法人番号9020001009823)代表者:時崎 裕之	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10	本社	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-10 本牧ターミナルオフィスセンター101号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年10月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)